

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 2 月 1 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
以上 1 0 名

欠 席 委 員 22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議 事 録 署 名 者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席は22番 中野 たつ子委員、24番 岡田 勇樹委員で出席委員数は8名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 14番 池山 允敏、16番 中谷 秀也の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、お願いいたします。
 13ページの議案第1号、番号3をご覧ください。
 この案件につきまして、現況地目【田】を【畑】に修正をお願いいたします。
- それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から4で、件数は4件、合計面積は11,524㎡で、その内訳は田が7,715㎡、畑が3,809㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 3ページから11ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から15で、件数は15件、合計面積は60,144.11㎡で、その内訳は田が43,931.50㎡、畑が16,212.61㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 12ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。
 番号1 一般個人住宅用地
- 以上、件数は1件、合計面積は148㎡で、すべて畑でございます。
 報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 新家町岸林山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 267㎡ 外1筆、合計面積 575㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内前____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,591㎡、受人 ____、面積 51,235㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野西焼垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 486㎡、受人 ____、面積 3,294㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 竹原、申請地 美杉町竹原中ノ垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,572㎡ 外1筆、合計面積 1,905㎡、受人 ____、面積 42,500㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 八知、申請地 美杉町八知柳笠____、登記地目・現況地目とも畑、面積 121㎡、受人 ____、面積 3,641㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方のためです。

番号6、地区 多気、申請地 美杉町下多気野登瀬____、登記地目・現況地目とも畑、面積 6.61㎡ 外2筆、合計面積 570.61㎡、受人 ____、面積 4,699㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方のためです。

以上、件数は6件、合計面積は5,248.61㎡で、その内訳は田が4,035㎡、畑が1,213.61㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番 久居、お願いします。

田口委員

6番田口です。2月8日に推進員3名と事務局と現地を見て参りました。何ら問

	題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	2 番 栗葉、お願いします。
野田委員	7 番野田です。2 月 8 日に推進委員 3 名と事務局とで見てまいりました。事務局の説明通りでございます。受人はすでに耕作をしており何ら問題ないと思います。
議 長	3 番 高岡、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。2 月 8 日に地元推進委員、宮本委員、事務局と現地を確認しております。譲受人は孫にあたる方で、お爺さんの指導を得て農業をやりたいと、少しずつ農地を増やしています。何ら問題は無いと思います。
議 長	4 番 竹原、5 番 八知、6 番 多気、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。2 月 8 日に地元推進委員と事務局とで現地を確認してまいりました。渡人は高齢になり農業を離れたい、受人は営農を拡大したいということでございます。 5 番は2 月 8 日に地元推進委員と事務局と現地を確認いたしました。渡人は土地を相続したが距離もあり、農業をやる予定が無い。土地を管理してもらっている方に譲りたいということです。受人はこの土地の草刈りや、茶の剪定を行っており、そのまま譲り受けて管理したいということです。 6 番、同じく 8 日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は相続したが、遠方にて管理ができない。近くに見える方に譲りたい。受人は地元で野菜の生産をして管理をしています。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございま

す。

番号 1、地区 久居、申請地 新家町岸林山____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 292㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和 48 年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,014㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成 30 年頃に農業用倉庫にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 3、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 535㎡ 外 2 筆、合計面積 799㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和 33 年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 3 件、合計面積は 2,105㎡で、その内訳は田が 292㎡、畑が 1,813㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1 番 久居、お願いします。

田口委員 6 番田口です。8 日に現地を見て参りました。1 号議案と同じところでございます。諸戸部会長、中野委員、野田委員と推進委員 3 名、事務局とで見てまいりました。始末書も出ておりますことで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 2 番、3 番 栗葉、お願いします。

野田委員 7 番野田です。2 月 8 日に諸戸部会長、中野委員、田口委員、地元推進委員 3 名、久居事務局とで見てまいりました。2 番と 3 番は隣接したところで、事務局の説明通りでございます。それぞれ、農業用倉庫、住宅を建ててしまったとのことで、始末書も提出されておることからやむを得ないものと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

す。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 稲葉町稲葉山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 279㎡ 外1筆、合計面積 790㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬出丸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡ 外1筆、合計面積 598㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、255.2㎡、パネル設置率は、42.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 80㎡ 外2筆、合計面積 479㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を貸店舗用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 316㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
令和6年1月に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町片野内山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 677㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町片野内山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 651㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻片山____、登記地目・現況地目とも田、面積 472㎡ 外1筆、合計面積 1,334㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、343.5㎡、パネル設置率は、25.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、申請地 白山町川口吹ヶ後____、登記地目・現況地目とも田、面積 416㎡ 外1筆、合計面積 844㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427㎡、パネル設置率は、50.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、申請地 白山町二本木石名谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,894㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、478.5㎡、パネル設置率は、25.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大三、申請地 白山町二本木岩井戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 198㎡ 外2筆、合計面積 769㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、319㎡、パネル設置率は、41.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大三、申請地 白山町二本木向上____、登記地目・現況地目とも田、面積 485㎡ 外1筆、合計面積 653㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、360.6㎡、パネル設置率は、55.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、申請地 白山町二本木向上____、登記地目・現況地目とも田、面積 998㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、439.1㎡、パネル設置率は、43.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号13、地区 倭、申請地 白山町南出川北____、登記地目・現況地目とも畑、面積 85㎡ 外1筆、合計面積 1,037㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、36.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八知、申請地 美杉町八知中倉口____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 601㎡ 外2筆、合計面積 920㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地及び山林とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下之川、申請地 美杉町下之川向廣____、登記地目・現況地目とも畑、面積 400㎡ 外1筆、合計面積 1,677㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、465.1㎡、パネル設置率は、27.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村____、登記地目・現況地目とも田、面積 416㎡ 外1筆、合計面積 1,082㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、392.7㎡、パネル設置率は、36.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村____、登記地目・現況地目とも田、面積 710㎡ 外1筆、合計面積 749㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、350.1㎡、パネル設置率は、46.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,176㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475㎡、パネル設置率は、40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は16,644㎡、その内訳は田が9,682㎡、畑が6,962㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番 栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。2月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員3名、久居事務局で見てまいりました。事務局の説明通りでございます。隣地はすでに____
____の駐車場になっております。今回、隣地を追加で買収するものです。隣接の駐車場は何ら問題なく営業しておりますので、今後も問題ないと思われま

議長 2番 波瀬、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に池山委員、地元推進委員、事務局立ち会いで確認をしてきました。昔の古い城下町のようなところの家と家の間に太陽光ということです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 3番 川井から7番 高岡、お願いします。

池山委員 14番池山です。宮本委員、地元推進委員3名と事務局で見てきました。
3番は____が何軒かあるのですが、その直ぐ西側。店舗用地になるとは思っていましたが、店舗にするということで譲り受けたということでございました。道路に接しておりますので、店舗二つぐらいはいけるかなと思います。問題なかろうと思います。

4番ですが、これも____に沿った道路の左側でございますが、住宅の中に残された畑でございまして、譲り受けて住宅を建てたいということでした。

5番、6番は譲渡人も譲受人も同じでございます。____を経営している方が、そこに住宅と合わせて倉庫も建てたいということで、2つの畑を譲り受けたということでした。____があつて、最近宅地化されているところです。問題は無かろうということでした。

7番は、2月8日に地元推進委員2名、宮本委員と事務局と見てきました。____
____の直ぐ南側に____との間に挟まれた田でございまして、宅地化される中で残っていた用地でございます。問題なかろうと思います。

議長 8番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。

8番ですが、2月8日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山の事務局で確認してまいりました。場所は____の東側250メートルぐらいのところ、地元

の_____の直ぐ西側にあたります。この辺りはもう10年以上耕作をされておらず、何ら問題は無いかと思えます。

続いて9番から13番ですが、同じく8日に西森、中谷両委員、岡田委員、地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。

9番は_____に_____がありますが、そのちょうど西向かい。先月もこの辺りで太陽光の許可が出たところで、その続きという形になります。何ら問題ないかと思えます。

10番ですが、これも先月引き合いに出たところで、_____の北側の続きになるところで、何ら問題ないかと思えます。

11番、12番は_____から南に500メートルほどのところですが。北側は住宅が建っていますけれども、何ら問題は無いかと思われます。

13番ですが、8日に岡田、西森委員と地元推進委員と事務局で見てまいりました。場所は_____に囲まれたところで、この土地以外に田はないというところで、水利組合とは覚え書きも交わされるということで、何ら問題ないかと思えます。

議 長 14番 八知から、お願いします。

結城委員 18番結城です。14番は8日の日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人はハウスを建てて原木シイタケを栽培していたが、高齢のため売却したいということです。

15番 下之川、8日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は放っておくより太陽光発電にした方が良いでしょう。

16番はこれも8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。

17番、18番は同じ太陽光ですので、詳細は省略いたします。同じく地元推進委員と現地を確認いたしました。太陽光ということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でご

ございます。

番号1、地区 川口、申請地 白山町川口吹ヶ後____、登記地目・現況地目とも田、面積 254㎡ 外3筆、合計面積 1,178㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、437㎡、パネル設置率は、37.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請地 白山町川口吹ヶ後____、登記地目・現況地目とも田、面積 360㎡ 外2筆、合計面積 812㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、376.2㎡、パネル設置率は、46.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,990㎡で、すべて田でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番 川口、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。1番、2番、同じ太陽光なので、一緒に説明させていただきます。8日に西森、岡田、西森3人の委員と、地元推進委員、白山の事務局と見てまいりました。1番は3号議案の8番にありました直ぐ南側にあたります。
2番は1枚の田を挟んで、その東側にあたります。いずれも10年以上耕作されていない田で、何ら問題ないかと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画

の決定について＜別冊＞を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 0 9, 1 8 3 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 1 1, 5 3 5 m²、契約件数は 4 5 件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 4 1, 9 3 6 m²、契約件数は 1 3 件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 6, 4 5 5 m²、畑の使用貸借で 5 8 8 m²、契約件数は 5 件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 2 6, 3 3 0 m²、契約件数は 1 3 件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて 1 9 3, 9 0 4 m²、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて 1 2, 1 2 3 m²、合計契約件数は 7 6 件、合計面積は 2 0 6, 0 2 7 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区 1 5 件、一志地区 1 0 件、白山地区 2 件、美杉地区 2 件で、合計 2 9 件、合計面積は 9 5, 5 2 1 m²でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で 3 8. 1 %、面積で 4 6. 3 %となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。今回は 5 件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号 7 - 3 5 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時47分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____